

北区生活交通改善プランの計画期間延長について

次期北区生活交通改善プランの策定にあたっては、上位計画である「にいがた都市交通戦略プラン実施計画」及び「新潟市地域公共交通計画」に基づく必要がある。

それら上位計画は、改定にあたり、新型コロナウイルスによる影響を考慮するための調査および、新潟交通株式会社との新たな連携協定の締結に関する協議の進捗により、同連携協定の内容を計画内に位置付ける必要が新たに生じたことから、改定作業に通常以上の期間を要することとなり、令和6年度に策定、公表されることになった。



次期北区生活交通改善プランを検討する時間を十分に確保し、上位計画に即した効果的な計画とするため、令和5年度に延長した現行の改善プランの期間を、再度、令和6年度まで延長する。

- ①現行の改善プランの計画期間を令和6年度まで延長し、令和6年度に次期改善プランを策定する
- ②令和6年度に実施する事業内容は、令和7年度からの後期計画を見据え、令和5年度の事業をベースに決定する

